

第19回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成22年10月25日（月） 14時～16時06分まで

開催場所：厚生労働省専用第15・16会議室

出席者：中山座長、河北仕分け人、土屋仕分け人、宮山仕分け人、渡辺仕分け人、伊藤仕分け人

○総括審議官

定刻となりましたので、第19回厚生労働省省内事業仕分けを開催いたします。本日の進行につきましては、民間有識者の仕分け人のうちから中山弘委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○中山座長

本日の進行役を務めさせていただきます中山です。本日は、難病医学研究財団並びに児童育成協会を対象として、省内事業仕分けを実施します。それでは、最初に難病医学研究財団を取り上げます。

（省内事業仕分室からの説明）

○中山座長 まず初めに、難病医学研究財団について、簡単に、省内事業仕分け室から概要をご説明願います。

○総括審議官

資料1の1頁、法人概要の基礎データです。まず、役職員、役員につきましては、常勤役員は0名、非常勤役員が15名です。うち国家公務員出身者が4名です。職員も6人ということで、非常に小さな法人です。うち国家公務員出身者は1人です。予算は、1億円に対して国からの財政支出が0.4億円、前年より若干減っているということです。主な事務・事業としては4つほどありますが、医学研究奨励助成事業が0.2億円、国際シンポジウム開催事業が0.2億円であります。難病情報センター事業は、全部、国からの補助事業ということになります。特定疾患医療従事者研修事業は国からの委託ということで0.05億円ぐらいですが、そのうち大半が国からの財政支出です。これにつきましては、今後は国がやるという改革案があとから出てくるかと思えます。それから組織体制ですけれども、本部だけでして、6人です。小さい法人だということもあって1.5人相当が管理部門という計算ができます。以上でございます。

（担当部局・法人からの事業説明）

○中山座長

引き続きまして、所管部局・法人側から、難病医学財団の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って、13分以内で簡潔な説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それではよろしくお願

します。

○健康局疾病対策課長

それでは、財団の事業についてご説明させていただきます。まず、2、3 頁でご説明するのは、財団で行っている独自の事業、4、5 頁でご説明するのは、国からの補助あるいは委託の事業ということになっています。資料 1 の 2 頁をご覧ください。これは財団の独自事業の一つであります医学研究奨励助成事業の概要です。本助成事業は、難病に関する基礎・臨床・予防分野で、その成果が難病の成因と治療の研究に有用な影響を与えるものと期待されているものを対象に、毎年、研究課題を公募し、専門家で構成される審査委員会において審査の上、「医学研究奨励助成金」を贈呈する事業です。※をご覧ください。本事業は、難病における専門分野の研究者のうち、国の研究事業の対象となりにくい若手研究者、40 歳未満ですが、この方々に対して研究費を助成するという、独自の事業です。昭和 51 年度から平成 21 年度まで、合計 193 名の若手研究者に対して助成を行っており、難病研究のすそ野拡大に寄与しています。平成 21 年度の実績は 5 名で各 200 万円ですが、表に示したとおりです。

次に 3 頁ですが、こちらも財団の独自事業の一つです。国際シンポジウム開催事業の概要です。本事業は、国内外の難病に関連した研究者による調査研究の成果と討論の場として国際シンポジウムを開催する事業です。平成 21 年度の実績、期間はこちらに示しているとおりです。10 月に実施、参加者は 108 名、国外参加は 4 か国です。「視神経脊髄炎:その新たな展開」といったようなテーマで開催しています。過去 3 年分の開催の実績は、下の表に示しているとおり、各テーマを設定しまして実行委員長の下、開催をしております。

引き続きまして、国からの補助あるいは委託の事業について説明します。4 頁は難病情報センター事業の概要です。これは国からの補助事業として実施をお願いしている事業です。国が研究・調査の対象に指定した難病等につきまして、インターネットのホームページによる情報の提供を行う事業です。難病の患者さんやご家族の療養上の悩みや不安を解消するため、厚生労働省難治性疾患克服研究班の協力を得て、最新の医学情報、医療機関、相談機関の情報等を収集・整理するとともに、難病医療に携わる医療関係者に診療上必要な情報提供をさせていただいています。

こういった情報が提供されておりますかと言うと、左側の点線で囲まれた部分です。まず、国が指定する難治性疾患 130 疾患につきましては、疾患の解説、医療従事者向け診断・治療指針、研究班員の名簿を情報として提供しています。また、この 130 疾患だけでなく、難治性疾患克服研究事業研究奨励分野対象疾患、こちらは平成 22 年度で 214 疾患になりますけれども、こちらにつきましても疾患概要及び研究班名簿を載せています。また、そのほか特定疾患治療研究事業、これは医療費助成になりますが、その概要です。また、難病に関する相談窓口等の紹介、これは都道府県及び保健所の窓口、各都道府県に置かれている難病相談・支援センター一覧、難病医療拠点病院・協力病院一覧、患者団体一覧と概要といったようなものを載せています。その他では、行政の動き、イベントのお知らせ等もこちらで情報提供させていただいています。

下の右側のコラムでは、年間アクセス件数が書いてあります。こちらに書いておりま

すように、過去 3 年で大体、年間 1,300 万件台で推移しています。難病情報センターのトップ頁には、概要と言いますか、中身、このように情報提供させていただいているという最初の頁を載せています。また、この難病情報センターというのは、難病に関する情報を網羅的に提供する唯一のホームページとなっています。こちらにつきましては、本年度は 3,400 万円の補助事業ですが、来年度からは 2,700 万円に減額して事業をお願いしたいと考えています。

5 頁ですが、国の委託事業として実施しております特定疾患医療従事者研修事業の概要です。本事業は、各都道府県・政令都市に勤務する保健師等を対象に、看護及び生活指導等に必要な知識、技術等を修得するための研修会、および各都道府県に設置する難病相談・支援センターの職員を対象に疾患に関する相談だけでなく、生活・就労等多岐にわたる対応に求められる必要な知識を修得させるための研修会を開催する事業となっています。研修の中身につきましては、まず行政職員や研究者等からの講演だけではなくて、関係者によるパネルディスカッション、あるいは病院実習、グループワークといったような形で実施をしています。いままでの研修受講者の受講者数は累計ですが、保健師等が 761 名、難病相談・支援センター職員研修では 115 名の実績があります。過去 3 年の実績は下に示したとおりです。本事業については、本年度 400 万円の支出をしておりますが、来年度は国によって直轄で事業を行うことを予定しています。行政からの説明は以上で、引き続き財団からの説明をお願いします。

○（財）難病医学研究財団理事長

吉原と申します。よろしくお願いいたします。ただいま、当財団のやっている事業につきまして、厚生労働省のほうからご説明をいただきましたが、私からは改革案について、資料 2 に基づいて説明をさせていただきます。

まず、いま当財団としてどういう改革をしようとしているかですが、第 1 番目として、公益法人制度が今度から新しく変わります。ご承知とは思いますが、従来の財団法人、社団法人制度は全部、一定の期間内に新しい財団なり社団なりに変わらなくてはならないことになっておりますので、その方向に向けて、当財団につきましても新財団、新特定公益法人制度にもっていきたいと考えています。まず役員の構成ですが、現在は理事が 13 名、監事が 2 名ということですが、全部非常勤です。名簿は、お手元の財団概要という資料の 3 枚目に役員・評議員等ということで、組織なり、役員・評議員の名簿が載っています。現在がこの姿ですが、新公益法人制度、新財団におきましては、新公益法人制度の趣旨はこういう方向に変えるということが示されておりますので、その趣旨に沿って改めていきたいと思っています。具体的には、現在は理事が 13 名ですが、これを 6 名に半減したいということを考えています。監事の 2 名の人数は変えませんが、そのままです。国家公務員の OB ですが、現在は理事 13 名の中に OB 役員が 4 名入っていますが、これを 2 名に削減したいと考えております。評議員ですが、現在 10 名おりますが、新法人制度においても大体、同程度の評議員数を考えております。職員については、当面のところ採用予定もございませんし、現在の業務を続けていくためにはいまの体制を維持したいと考えております。

2 番目に資産の問題ですが、土地や建物などの固定資産は当財団としては現在持って

いません。現在の事務所も賃貸です。非常に狭い所ですが、これからもその事務所でできれば業務続けていきたいと思っています。

3 番目に国からの補助金、委託費ですが、研修事業につきましては、先ほど厚生労働省のほうからご説明がありましたとおり、来年度からは国が直轄でおやりになるということですので、当法人の事業としては本年度限りで終わりにしたいと思っています。情報センターの事業につきましては、引き続き情報内容の充実、それからできるだけ効率的なやり方を進めることを念頭に置きながら、厚生労働省と十分に相談し、ご指導を受けながら、今後とも当財団としてはやっていきたいと思っています。

最後の当法人自体の事務・事業の改革ですが、これは当法人の目的がそもそも難病、難治性疾患と言いますか、原因がはっきりしない、治療法も確立されていない難病についての研究を進めるということで発足をした財団ですので、それを重点的に、中心として今後とも財団の事業を進めて行きたいと思えます。具体的には、若手研究者に対する医学研究奨励助成事業が当財団の中心的な事業ですが、これについての拡充を図っていききたい、できれば人数も増やしていきたいと考えております。国際シンポジウムもこれまで 69 回開催しておりますけれども、非常に有益な事業ですので、今後とも継続してやっていきたいと考えています。時間がきたようなので、これで終わらせていただきたいと思います。あとはご質問にお答えしたいと思います。

○中山座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○中山座長 続きまして、省内事業仕分け室から、議論の参考として、難病医学研究財団の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

資料 3、省内事業仕分け室作成資料の論点等説明資料です。1 頁をご覧ください。まず主要な論点ですが、主として国の補助で実施をされております難病情報センター事業につきまして、提供されている情報が関係者に十分活用されているかどうかということです。利用状況は、数え方にもよるのかもしれませんが、年間アクセス件数は約 1,300 万件です。

このセンター事業費の過去 5 年分を表にしてありますが、多くなったり減ったりということですが、こういった金額で必要なものができるのかどうか、無駄がないか、こういった点が論点かと思えます。

2 頁です。全法人の共通事項ですが、いま申し上げたとおりで、国からの財政支出が適正な額かどうか、冗費（ムダ）はないか、こういった点が共通です。

当該法人の組織ですが、非常に小さい組織ですので、パーセンテージで表わしてどうかというのはあるかと思えますが、管理部門の体制ということで、6 人のうち計算上は 1.5 人です。

3 頁です。これも全法人共通ですが、不必要な余剰資産を抱えていないかということで、資産は基本的にはないと。要するに助成法人ですので、有価証券等はおありになるよ

うですが、内部留保率は20%ということで、基準の30%を下回っているという状況です。職員数や法人の事業内容に照らして、役員数は適切かということで、現在は15名ですけれども、公益認定を受けるといようなことで、半減の予定という改革案が示されたところでは。

4頁は重なっておりますので省略します。

5頁につきましては、特定疾患医療従事者研修事業についてです。これも平成22年度は実施されているわけですが、これが効果的かどうか。ただ、これも改革案におきましては、今後、国の直轄で行うということが示されています。以上です。

○中山座長

ありがとうございました。

(議論)

○中山座長

それでは、議論に移りたいと思います。難病医学研究財団の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いいたします。議論の時間は30分を目安をお願いいたします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを1回鳴らしますのでご留意ください。また、制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご留意ください。なお、この制限時間を知らせるチャイムは2回鳴らします。それでは、お願いいたします。

○土屋仕分け人

事実関係の確認なのですが、資料1の5頁目で、「特定疾患医療従事者研修事業」とありますが、対象となる都道府県あるいは政令都市に勤務する保健師及び難病相談・支援センターの職員が研修の対象かと思うのですが、この母数は何名ですか。

○健康局疾病対策課長

まず保健師等研修ですが、これは保健所の保健師等の職員が主に対象となりますので、保健所の数掛ける保健師の人数ということになりますと、正確な数では、いま数字は持っておりません。また、難病相談・支援センターの職員研修につきましては、各都道府県に1箇所となりますが、1つの都道府県に3名前後が基本的には対応する形になりますので、それ掛ける47という形が、大体の大まかな範囲かと思えます。

○土屋仕分け人

質問したのは、母数を把握していないと、どれだけの研修をどういう頻度でやったらいいのかという計画が立てられないかと思うのです。やはり国の補助事業で委託でやるのであれば、その辺をしっかりと把握して、どういう配置あるいはどういう場所で、どれだけの回数をやったらいいのか、どういう内容で繰り返しやったらいいのか、その辺を吟味した上で予算化すべきではないでしょうか。

○健康局疾病対策課長

いま手持ちで数字がないだけで、直ちに調べます。

○中山座長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○宮山仕分け人

難病情報センターの稼働によりまして、都道府県の難病相談・支援センターの活動が支えられていると、そのように感じております。また、これで多くの難病患者さん、あるいはご家族の方々に大変希望が与えられたという感じがしております。

その上でお尋ねしたいのですが、事務・事業の改革におきまして、現在行っている事業以外に、どのような取組が可能か十分に検討する、このようにあります。とかくこの分野、治療研究あるいは医療費助成に対する関心が強くなりがちですが、例えば難病患者の方々の就業支援、あるいは起業支援、そういったことで働き続けられる、あるいは仲間同士などの患者会などで、お互いに支えながら働き続けていることを支援していく活動もあろうかと思うのです。そういったものを情報提供していただくという検討をされるお考えがあるかどうかだけ、参考までにお伺いいたします。

○健康局疾病対策課長

私どもから説明させていただきます。現在、難病相談・支援センターとハローワークにつきましては、一定の取り決めはありますが、協働して難病患者の相談に当たるべきということを、いま事業としても展開しつつあるところですので。そういった情報について、こちらのホームページでも、これからこういった形で提供するかということはあるかと思いますが、財団さんとも相談させていただきまして、わかりやすいものが提供できればと考えています。

○（財）難病医学研究財団理事長

この財団は、最初に申し上げましたように、難病医学の研究を中心にしてできた財団でございます。これからも研究を中心に進めていきたいと思っております。研究の成果を患者さんにできるだけ提供していくということは大事だと思っておりますが、難病患者の就業支援まで、当財団でやっていくということは考えておりませんし、私どもとしてはできないかと思っております。

○健康局長

そういった意味で、ここは10分の10で難病の知見のある難病財団にお願いするけれども、これは国の事業そのものとしてお願いしているということです。いま、課長が答えましたが、患者家族、あるいは関係者からのご要望の中で、医学情報だけではなくて、就労福祉情報も多いので、それは今後の検討課題だと思っております。

○中山座長

私のほうからよろしいですか。いまのご質問とも関係するのですが、難病情報センターの資料 1 の 4 頁目を見ますと、目的として「難病の患者さんやご家族の療養上の悩みや不安を解消するため」とあります。こう考えたときに、いま理事長のお話から、どちらかという研究に主眼をおいているという話がありましたが、患者の立場に立って難病情報センターのホームページを見た場合に、どのくらい役に立っているのか。例えば、都道府県の窓口の方とかは、これだけいろいろ情報があるので、あまり知識のない方にとっては役に立つと思うのですが、難病の患者さん一人ひとりからすると、ここに載っているデータはやや基礎的なことではないかという意見がありまして、もっと本当に役立つものがほしいというような意見もあります。そういう意味で、どれだけこれが患者の立場に立って役立っているのか。そういったところについて、何かそういう声をお調べになったり、そういったことは反映されておりますか。

○健康局長

制度設計全般を評価すると難しいのですが、アクセス件数が 1,300 万件とありましたが、比較するのはなんですが、がんセンターにがん対策情報センターがありますけれども、そこでのデータベースは非常に大きいのです。調べたところ、平成 19 年度で年間 1,700 万件、平成 20 年度で 2,000 万件となっていて、ちょっと訪れただけなのか、長く滞留しているのかというのはいろいろありますが、がん全体で、藁をもすがる思いの、これだけ巨大ながん対策情報センターのアクセス件数に、難病の情報ネットワークが匹敵するということは、初回で訪れる人がどのくらいとか、細かく分析しておりませんが、それなりに応えているのではないかと思っております。ただ、個別の、自分はどこの病院に行ったらいいのかであるとか、どの医者にかかたらいいのかであるとか、いまだこの病院でどういう先進的な治療研究をやっているのかであるとか、もう少し深く個人の利益に立ち入り還元できるような制度設計にするのは、いまの仕組みと桁違いの体制や国としての提供の仕方も必要なものですから、その辺は、将来的にはもっと痒いところに手がとどくような情報にしていかなければいけないと思っております。当面は、先ほど情報の中で、どこに専門家がいるのかとか、どこの病院でやっているのかということがわかりますし、研究者の名前も出ておりますので、そういった意味では、病気の概念のおおよそがわかって、どこの病院で、何とか先生は有名らしいということまでは、全国津々浦々で聞いても結構頼られているのではないかと思っております。

○中山座長

ありがとうございました。いまのアクセス件数というのは、ページビューなのでしょうか、それともアクセスした人なのでしょうか。それと、これを見ている人は行政の人なのか患者なのか、その辺の区分けはおわかりになりますか。

○健康局疾病対策課長

実際に中まで見てくださる方の大まかな数字ですけれども、この 1,300 万件のうちの約半分ぐらいではないかと推計しています。半分から 3 分の 1 ぐらいの間はありますが、

そういった数の方は実際の中身を見ていただいていると聞いております。また、実際どういう方がアクセスしているかという属性については分析はされておられません。

○（財）難病医学研究財団事務局長

いまのに関連いたしまして、情報センターでは、どれぐらい役に立っているかアンケートなりをしてみたのですが、1,347人の方からご回答をいただいたのですけれども、「非常に役に立った」という回答を、そのうち94%程度の方からいただいています。それから、情報センターそのものについて「知っている」と答えたのが80%ぐらいおりました。アンケートの対象としましては、患者さん、家族、行政機関等の保健師さん等からも回答をいただいております。そういう意味では、情報センターを非常に利用いただいていると考えております。付け加えて申し上げれば、その際に情報センターの改革に要望事項等を伺ったところ、例えば用語集等を付けていただければとか、そういう要望もあって、今後はそういったことを我々として考えることが必要ではないかなと思っております。

○中山座長

ありがとうございました。ご質問ございますか。

○河北仕分け人

事業としては、非常に大切な事業だと思います。この事業の将来性を考えたときに、この規模で単独の法人として今後行っていくことが適切であるのかどうか。例えば類似事業になっているような、ほかの組織と一緒にしていくほうが、将来性が高いのではないかというようなことを、どう考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○（財）難病医学研究財団理事長

私どもとしては、もちろん資金もたくさんあって、研究費などが増やせるということが可能であれば、大きくしたい。難病の解明や研究の推進をもっと大きく延ばしていきたいという気持ちは持っておりますが、いまのままでやっていけないかと、将来性はないのではないかという趣旨のご質問でしたら、私どもとしては、そうは思っておりません。いまの事業なり、いまできる範囲内で、最大限のことをやっていけば、それはそれとして非常に国民の皆さんにもお役に立っているし、有効ではないかと思っております。

○土屋仕分け人

私も研究の支援という事業は大変良い方向だと思うのですが、いま河北委員が言われたように、情報センターとしての役割。これはおそらく難病とわかれば当然いいですが、そうでない段階からいくと、情報センターというものが、難病は難病、がんはがんというように分かれているのはいかがなものかというような意味合いもあろうかと思っております。これはやはり統合された形であったほうがいいのではないかと。河北先生は関与しているので言いにくいと思うのですが、医療機能評価機構で、ガイドラインを大々的にやっていますが、私も運営委員で関与していると、かなり内容の検証をしっかりとしているのです。この規模から拝見すると、大変ご努力の跡が見えるのですが、果たして最新情報

がきちんと上程とされているのが利用されているか、あるいはその内容についての検証がどうかという点、この規模では私としては心配を感じるのですが、その点はいかがでしょう。

○（財）難病医学研究財団理事長

こういう情報センター機能を、いわば簡単に言いますと、もっと統一的に統合してやったらいいのではないかと、そのほうが効率的ではないかというご意見のようですが、必ずしもそうは思いません。いろいろな種類の病気がありますし、あらゆる種類の病気についての情報を 1 箇所ですべて丁寧に提供する、効率的に提供するということがいったいできるのか、できないのか。初めから難病だとわかっているわけでもないかと思いますが、いろいろなことで、結局これは難病ではないかということについて、当財団の情報センターに照会をされるのだらうと思います。難病については私どもがやっているからこそ、詳細な、丁寧な情報提供が可能なので、何もかも全部一緒にして、うまくいくかという点、私自身はそうは思いません。ただ、厚生省の補助事業ですので、厚生省自身がどうお考えになるかということもあろうかと思えます。

○（財）難病医学研究財団評議員

最近、私の身近の 50 歳前のある女性ですけれども、難病という診断がつきまして、私のところに相談にきたときに、「難病情報センターというのがあるから、そこにアクセスして勉強したらどうですか」と。その彼女の返事が、「やはり先生方の前に行くと、何となく聞きたいことも聞きにくいというようなことがあるので、簡単にアクセスできて、わかりやすく書いてあれば、大変役に立つ」。そういう意味で、非常に感謝されたと思うのです。そういうことから考えますと、この難病情報センターは、一般の市民の方々が、ちょっとでも疑問を持ったときに、パッとアクセスして調べられるようなシステムに、さらに充実していけば、大変大きな役割を果たすと思うのです。1 つは難病というレッテルをはられた患者さんに対する、エモーショナルサポートの意味もあると思うのです。これで聞けば、日本の全体のどのレベルまでいっているのだということがわかんと思います。そのような感想を持ちました。

○健康局長

きめ細かく、規模は大きくなるというメリットもありますが、いまこの情報を登録してあるドクターや専門家が 122 名おまして、難病関係では、一応網羅していると。主にこの難病情報センターには、一般的な情報を得るという形になりますけれども、場合によっては難病財団のほうに質問をいただいております、その際には、財団がヒューマンネットワークを使って、個別にその先生にご質問を回付して、それを全国津々浦々、素朴なご質問の方にこのルートで返しているということがありまして、小規模ながら、丁寧な対応も図っているところです。将来的に、同じ病気でもがんや難病になったりする場合もありますから、リンクのようなものは、丁寧に対応すべきかと思えますが、いまはこのように分けているということです。

○渡辺仕分け人

私は内容については大事な事業だと思っていますので、それほど疑問とかということはないのですが、組織の体制について教えていただきたいのです。私が従事している社会福祉の分野でいうと、職員数よりも理事が多いというのは、すごくアンバランスな感じがします。例えばこのあとに出てくる児童育成財団でも、141人職員がいて理事は9名、役員9名ですが、ここの場合は職員さんのほぼ倍以上役員の方がいらっしゃるのです。どうしてそういう体制が必要なのかということの合理的な理由、それから、理事、役員の方々の中で報酬を受け取っている方が何人いらっしゃるのかということをお教えください。

○（財）難病医学研究財団理事長

私はあまり職員数と理事のバランスがどうかというご質問の趣旨はどういう意味なのか、ちょっと理解できないところがあります。職員が少なくて理事が多いのはおかしいでしょうか。

○渡辺仕分け人

報酬を受け取っている方が何人か。

○（財）難病医学研究財団理事長

常勤的な報酬を受け取っている人はおりません。皆、非常勤でございます、常時報酬を受け取っている人はゼロです。

○渡辺仕分け人

常務理事もですか。

○（財）難病医学研究財団理事長

常務理事もです。

○渡辺仕分け人

理事長もですか。

○（財）難病医学研究財団理事長

理事長もです。

○渡辺仕分け人

非常勤というのは、その報酬は大体いくらぐらいなのですか。

○（財）難病医学研究財団理事長

非常勤の報酬というのは、理事会とか、あるいはその業務やほかのことで出席したときに、日数に応じていくらというような、2万円前後ですけれども。

○渡辺仕分け人

それを教えていただきたかったのです。この資料の中にないので伺っているわけです。一回につき大体2万円ぐらいの報酬で、全員が非常勤であると。

○（財）難病医学研究財団理事長

全員が非常勤です。

○渡辺仕分け人

わかりました。

というのが聞きたかったのです。資料がないので。

○（財）難病医学研究財団理事長

そこまでは資料としては用意しておりません。

○渡辺仕分け人

いえ、それは組織の運営にも関わることなので、大事なことだと思いますが。

○（財）難病医学研究財団理事長

ですから、ご質問にお答えしています。

○渡辺仕分け人

それともう1つは、なぜそれだけの理事数があるかということについては、きちっとお答えいただけてないかと思うのです。それが不必要なのではなくて、つまり、例えばこの分野の研究とか何かを効果的に進めていくためには、これだけのいろいろな観点の人たちからの意見や何かを求める必要があるのだとか、何かそういう合理的な理由があって、こういう組織の体系になっているのか。

○（財）難病医学研究財団理事長

全くそのとおりでございます。

○渡辺仕分け人

ではそのようにお答えください。投げやりな答えではなくて。

○（財）難病医学研究財団理事長

お答えしております。

今難病として130程の疾病が指定されておまして、いろいろな専門知識、専門家の人に集まっていただいて、この財団をどのように運営していくのかということをしていろいろ議論しながら進めていっているわけですから、それが職員の数に応じて多いじゃないかというご質問のご趣旨がよくわからなかったのです。

○渡辺仕分け人

いえ、そういうことはないと思いますけれども。

○健康局長

この財団概要を見ていただきますと、4 頁ですが、役員、評議員、理事のところを見ていただきますと、いま理事長が申し上げたところの肩書きがいろいろ書いてありますが、難病医学研究財団は、非常に多岐な難病を取り扱っているということで、金澤一郎、日本学術会議会長をはじめ、鴨下先生、笹月先生、谷口先生、仲村理事、廣瀬理事等々、宮坂理事、柳澤健一郎理事です。難病の専門家もいらっしゃいますし、研修事業の専門家もいらっしゃいますし、そのほか、佐々木理事であるとか、財務・金融の専門家としての、財団の資金の運用もやっていますが、そういった理事であるとかということで、この財団の使命、立ち上がりは調査・研究事業ということで、国の研究で光の当たらない若手の人に対して、きめ細かく研究の中身を理解して支援するということなので、非常に著名な人たちに集まってもらって、非常勤としての報酬を少しもらって、運営しております。したがって、こういう性格から、このような人員を整えるということです。

○渡辺仕分け人

いまの説明でよくわかりました。

○伊藤仕分け人

情報センターの事業についてお伺いします。2,700 万円程度の予算がありますが、先日、ホームページを見させていただいたのですが、内容としては非常にきめ細かくて素晴らしい内容だと思うのですが、この内容を書き換えることによって報酬が支払われると思うのですけれども、年間でどのぐらい内容の書き換えがされているのでしょうか。

○（財）難病医学研究財団事務局長

ホームページの疾患に対する解説等、各専門家をお願いしておりますが、先ほど出ましたが、毎年 1 回、122 名の専門家の方をお願いをして、内容について目を通していただいて、チェックしていただいております。修正、あるいは校正、更新すべきところは更新して原稿をいただいてアップするというのを考えております。基本的には 122 名の先生方をお願いしております。ただ、現在、データの更新日が古いところがあります。実際、先生をお願いしているのですが、先生のほうがお忙しいということで、特に変更する内容ではないということでしょうけれども、きちっとした修正原稿や返事をいただいている先生が一部ありまして、そこは催促といいますか、お願いをしているところです。基本的には毎年 1 回、データの更新をお願いしているということです。

○健康局疾病対策課長

毎年 1 回というのは、ルーチンで必ず目を通してチェックをしていただくということで、新しい情報提供がありましたら、それについてはやはり早い情報が必要ですので、

そういった点は、もちろん対応させていただくのが基本です。

○伊藤仕分け人

ここに決算書がないものですから、年度によって書き換えされたりしますと、その件数にばらつきがあるのかなと思います。新しい情報が入ることもあるでしょう。そういったときに、予算的には多少変化があるのかなという感じがするのですが、それが一律できているというのはどのようなことですか。

○（財）難病医学研究財団事務局長

すみません。いま毎年何件回答があったかというのは、手元に持ってきていないですけれども、回答があったものについて、私どもで原稿修正を謝金としてお支払いしております。毎年変わらないという内容ではなくて、先ほど申し上げましたように、中身の修正はしなくても、現時点で、例えば 2 年ぐらい前に書いた原稿であっても、内容的には間違いないということであれば、データの後ろに、見直日とか、そのように記載していますが、原稿を修正したときには、その際の謝金をお支払いしています。毎年の件数は、恐縮ですが持ってきていません。

○河北仕分け人

ひとつ収入のことで伺いたいのですが、全体の事業規模は予算で 1 億円、平成 22 年度、国からの財政支出は 4,000 万円ということで、6,000 万円は別の財源になるわけですが、国際シンポジウム事業と医学研究奨励助成事業というのが 2 つありますが、主にどのようなところからの収入になるのでしょうか。

○（財）難病医学研究財団事務局長

法人シートのほうにもあるかと思いますが、1 頁目の法人のところに記載していますように、国からの補助金については、いまお話が出たとおりですが、それ以外には、基本財産の運用で、平成 21 年度ベースで 2,800 万円、そのほか寄付金等が 2,200 万円、これによって約 5,000 万円、トータルとして国からの補助と自己財源で、1 億円となっております。

○中山座長

よろしいですか。この事業といいますか、難病医学研究財団の役割なのですが、この前、事前にお伺いしたときにお話を伺っていると、難病全体では 280 億円ぐらいの予算が厚労省にあると。それ以外に、自立支援としてのマターがあったり、文科省にたぶん科研費とかいろんなところで難病に対してこれを支えようと、そういう取決めがされていると思います。そういう中で、ここの 1 億円という事業の役割、位置づけがどういうところにあるのか。つまり、全体で見れば何百億だったり、かなりのお金がかかっているわけで、その中でこれが十分なのか、それとも足りないのか。この辺のところは、たぶん健康局でのお話なのでしょうけれども、全体像が何となくよく理解できないところがあって。本当の患者の満足ということ、不安をなくすという意味でいったら、もっ

と別のことも含めて、きめ細かい対応ができるようなことを考えるべきではないかと思うのです。先ほど、事務局長からは、満足度が高いというお話がありましたが、そこは情報センターのホームページのところであって、どこまでが患者のアンサーかわかりませんから、その辺はどうお考えですか。

○健康局疾病対策課長

財団の成り立ちから申しますと、先ほどから繰り返しになりますが、研究助成事業ということで、研究者とかなり深いパイプを有していると。いままでにも歴史的な経緯がありまして、いろいろな研修を行っていただいているので、保健師たちとのつながりもあるということがございます。こういったような情報提供をさせていただく形で、どこまで患者さんがそのように感じてくださるかという満足度は別といたしまして、一定の患者さんと研究者の方、あるいは行政との間を取り持っていただく、インターフェースのような形で機能させていただければ、患者さんの満足度もより一層上がっていくのではないかと考えております。

それと、最初に土屋委員のほうからご質問がありました件と併せて回答させていただきます。全国で保健師は約 4 万 3,000 人いらっしゃるそうですが、保健所に常に勤めていらっしゃるのが 7,000 人いらっしゃるということで、こういった方に関しまして、研修対象として事業を実施させていただいているということです。

○中山座長

最後に 1 点だけ。運営なのですけれども、理事長兼常務理事の吉原先生は、これまでいろいろな役目を務めておられて、かなりたくさんところで理事長をお務めになられていると思うのですが、どのぐらいこれまでに役職に就かれているのでしょうか。

○（財）難病医学研究財団理事長

こういう席でお答えする問題かどうかはあれですが、いろいろやらせていただいています。必ずしも理事長ではありませんが、理事などをたくさんお引き受けしております。誤解されますのは、方々から多額の報酬をもらっているのではないかとっておられる方もおられますが、そんなことはありません。どこの財団も非常勤で、原則は無報酬、理事会に出席したときは、若干の謝金をいただいているだけです。私は、できるだけ健康である限りは、世間のお役に立ちたいという気持でやらせていただいております。

○中山座長 もう 78 歳ということを考えますと、だいぶ貢献されていると思うので、若手の難病のそういった立場の方、後進にお譲りになるようなことをお考えになってもいいのではないかという気がするのですが、そこはいかがお考えでしょうか。

○（財）難病医学研究財団理事長

皆さんがもうそろそろ引いてほしいということであれば、私自身が頑張っけてやっていきたいというほどのことは考えておりません。どなたか適当な方にやっていただければ、それも結構かと思っております。しかし、私自身がお役に立つ限りは、お役に立っても

いいのではないかなという気持ちは持っております。

(仕分け準備)

○中山座長

ありがとうございました。議論がつきないところではございますが、ただいま議論いただいた難病医学研究財団について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載ください。時間は2分あります。制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。

(仕分けの意見の表明)

○中山座長

記載いただけましたでしょうか。それでは、評価シートに沿って、難病医学研究財団の事務・事業等について、仕分け人からのご意見をお願いいたします。お一方1分程度でお願いします。

○河北仕分け人

私はこの事業そのものの社会性は非常に高いと思っております。そこで、この事業をいまの財団で将来公益財団法人を含めて行っていくかということ、やはり事業規模、機能としても、ほかの類似の事業を行っている組織と一体化したほうがいいのではないかと思います。専門性は担当する人の教育水準によって、確保できると思っています。

それから、国へ移管をする事業というのは、私は国がやるべきではないと。国はそういった現業をやるのではなくて、もっと施策、政策の枠組みを作るとというのが国の役割であって、現業を担うということには私は反対です。

○土屋仕分け人

私も河北委員の趣旨に賛成です。情報センターを統合しろということではなくて、評価機能、その他は一体化したほうがよろしいのではないかと思います。それぞれの専門性を活かした上でということで、誤解のないようにお願いしたいと思っております。

それから、研究への支援は大変大事なことです。この理由が、「国の研究事業の対象となりにくい若手研究者」。これはむしろ国の研究費の配分の問題があって、国の研究費がベテランの方の利権化しているというか、硬直化していることを、逆に民間がカバーするというように取り兼ねないということで、どの研究費についても、国は若手の研究者の育成を常に念頭におくべきではないか。むしろそちらの問題が裏返しになっていると思っております。若手にしても、この財団が担うにしてはあまりにも額が少ないということで、むしろ、国としてはここに力を注ぐべきではないかと考えます。

○中山座長

最初に情報センターですけれども、やはり患者にとって本当に十分な情報が提供されているのか、よりきめ細かい、本当に安心できるような対応をするにはどうあるべきか。そういうことで、患者の声に耳を傾けて、全体を含めて、より効果の高い方法を考えていただきたいと思っております。

それから、組織内体制ですが、予算 1 億円に対して情報センターを除けば管理系の費用が約 6,000 万円、ほとんどこれが管理業務ということで、直間比率といいますか、そこで考えた場合に、間接的などころを減らして、効率的な運営を目ざしていただきたいと思います。

○宮山仕分け人

難病情報センターに対する期待は患者さんも家族の方々も非常に大きい。だからこそ事務・事業の見直しに当たりましては、患者さん、あるいは家族の視点からいままでの既存事業の拡充ということに留まらずに、先ほど申し上げました、就業支援、起業支援を行う新しい仕組みなどについてもご検討いただいて、そのノウハウを追加していただく、こういったこともご検討いただきたいと思います。

○渡辺仕分け人

今回のこの見直しで、いくつか福祉分野でも消えた情報の提供のサービスがあって、そういうことを考えると、私は事前にホームページを拝見しましたが、必要性はあると思っていますので、ぜひこの形でお願いしたいと思っています。これが 1 点です。それから、理事報酬は、理事長とやり取りが少し白熱しましたが、先ほどご説明いただいたとおりの非常勤で、しかも 2 万円というような額でされているのであれば、私は特段に何も申し上げることはございません。適当な額だと思いますし、適切な運営だと思っています。もしすごい何かがあればというようにも思いましたので、質問させていただきましたが、いまの形であれば、特段に問題はないと思います。

○伊藤仕分け人

私は貴重な財団だと思っています。できれば、特に情報センターの役割というのは、国がやるべきだと思います。国からの委託事業ということですが、やはり国がやらないと、予算が毎年だんだん削られたりして、内容が非常に乏しくなっていくという懸念があります。そういった意味では、国が情報を集約し、その情報を市民に提供すべきと考えます。しかし現状ではその先に問題があると思います。いろいろなことがわかったと。医療機関はこういう医療機関で、こういう治療をやっているというような情報を得ても、そこで適切な治療が受けられるかどうか。その先までを見通すことは、いまの財団では情報提供だけということになると、なかなか難しいだろうと思います。そういった面で、国が情報提供と医療機関とを結びつけるとこまで行うべきだと考えています。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

それでは、仕分け人 6 人の方からの評決結果、速報の集計を発表させていただきます。難病情報センター事業は補助事業ということですが、これにつきまして「改革案が妥当」とする方が 2 名、「改革案では不十分」という方が 4 名です。この 4 名の内訳ですが、それぞれコメントがございましたように、廃止とかそういった意見はござ

いませんで、「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要」というようなことです。4人の方全員がそういうことです。

法人全体の組織運営体制ということですが、これはちょうど半々で、「改革案では不十分」とする方が3名、「改革案が妥当」とする方が3名ということです。

○中山座長

ありがとうございました。何か付け加えることはございますか。

○総括審議官

今日は政務三役が欠席でございますので、この結果につきましては私のほうからしっかりと報告をしたいと思えます。

○中山座長

ありがとうございました。それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、難病医学研究財団の改革案の更なる検討、とりまとめを引き続きお願いいたします。ありがとうございました。

(法人及び所管課入替)

○中山座長

それでは児童育成協会の事業仕分けに移ります。よろしいでしょうか。

(省内事業仕分け室からの説明)

○中山座長

まず初めに、児童育成協会について、簡単に、省内事業仕分け室から、概要をご説明願います。

○総括審議官

児童育成協会についての資料1です。1頁の法人概要です。基礎データ、役員が常勤1名、非常勤8名、国家公務員出身者は非常勤8名のうち1名です。職員は141名で、このうち国家公務員出身者が常勤で2名です。予算は27.6億円、そのうち国からの財政支出が5.6億円です。

主な事業は、「こどもの城」の委託事業です。これは国で建てた建物の委託を受けて、「こどもの城」の運営をします。この予算は13.7億円ですが、この部分については国からの財政支出はありません。

児童館巡回支援活動等事業については、補助事業で5.6億円の予算で、全額が国からの財政支出です。給食事業については、支出が8.4億円で、脱脂粉乳の輸入をし、全国の児童福祉施設に販売しています。これについても国からの財政支出はありません。

組織体制は、支部がなく本部のみで、146名です。管理部門は14名、比率にすると9.6%です。以上です。

(担当部局・法人からの事業説明)

○中山座長

引き続き、所管部局・法人側から、児童育成協会の事務・事業の概要を説明いただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いします。ポイントを絞って、13分以内で簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で、説明をお願いします。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それではお願いします。

○雇用均等・児童家庭局長

私からは法人の設立経緯、あるいは国からお願いしている業務を説明させていただきます。後ほど財団から組織の関係を説明させていただきます。

資料1の2頁です。児童育成協会の設立経緯と目的についてご説明させていただきます。そこにあるように、この協会は、昭和54年の国際児童年を記念して設置された「こどもの城」の運営等を行う法人として設立された財団法人日本児童手当協会が前身です。平成8年の名称変更を経て、現在に至っています。この協会は3つの事業、1つは国立施設の「こどもの城」の運営、2つ目は国庫補助事業の児童館巡回支援活動等事業費等、3つ目は給食事業を行っています。

1つ目と2つ目について説明させていただきます。まず、1点目の「こどもの城」の運営ですが、この施設は子どもの文化と福祉のためのさまざまな機能を備えた、我が国唯一の国立の児童館です。この「こどもの城」建設は、財源が事業主からの拠出金ということもありまして、経済界も含めて検討され、運営については、国が直接行うことは非常に困難だということで、財団法人を設立し、経営を委託することになりました。

具体的な機能については、後ほど協会からご説明しますが、「こどもの城」の運営のあり方について、改革案をご説明します。資料2の2頁の4.事務・事業の改革の上のほうで、「こどもの城の運営のあり方等の検討」です。そこにあるように、「こどもの城」は昭和60年に開設し、今年で25年が経過することとなりますが、建物は十分に使用に耐えられる状態です。今年の8月から、国立の総合施設としての「こどもの城」の今後の運営のあり方について、国と協会の間で意見交換を開始したところです。引き続き十分な協議を重ねて、国庫補助額の更なる縮減方策等と併せて、平成23年度末までに結論を得ることとしたいと考えています。

次に、国庫補助事業の説明をさせていただきます。資料1の3頁に国庫補助事業の概要を書いています。この育成協会に対しては、児童の福祉、文化活動の普及推進を図り、児童の健全育成および資質の向上を行うという目的の達成に向けて、約5億6,000万円の国庫補助を行っています。

ここにありますように、3つの事業で構成してございまして、1つ目が児童館巡回支援活動等事業です。これは「こどもの城」が開発した、子どもと親の遊びを中心とした先駆的なプログラムについて、全国の児童館等を巡回し、提供するとともに、児童館職員を対象にプログラムの実技指導などを実施する事業です。2つ目の中央児童厚生施設事業ですが、「こどもの城」でのボランティア活動を希望する者を対象とする講習会の開催や、全国で活動されているボランティアの方々を対象としたスキルアップのための研修を実

施する事業です。3 つ目の啓発活動事業は、「こどもの城」の活動状況や地域児童館の活動事例等を、市町村や全国の児童館関係者に提供する事業です。

改革案は資料 2 の 1 頁のいちばん下です。3.カネ（国からの財政支出の削減）です。本事業の平成 23 年度概算要求額は 5 億 5,700 万円となっています。前年度と同額の要求になっていますが、これは子ども関係で新しいシステムを検討するという、あるいはこの事業の基になっている子ども手当の財源構成がいま検討しているというご案内のとおり、子ども手当の財源構成を検討しているところであり、国庫補助財源である事業主拠出金の今後の取扱いが明確でないことから、前年度と同額の要求としています。

この要求額については、予算編成過程において 1,000 万円の削減を図るとともに、財政当局とも調整しながら、可能な限り縮減を図りたいと考えています。また、平成 24 年度以降については、平成 23 年度末までに結論を得ることとしている、「こどもの城」の運営のあり方の検討結果を踏まえ、国庫補助額の更なる縮減方策について検討したいと考えています。続いて法人から説明させていただきます。

○（財）児童育成協会理事長

小山でございます。資料 1 の 1 頁で、基礎データからご説明申し上げます。役員は現在 9 名、そのうち常勤理事が 1 名で、常務理事が常勤理事になっています。職員は 141 名、非常勤が 5 名、トータルで 146 名です。そのうち国家公務員出身者は、非常勤の役員が 1 名、職員の常勤が 2 名となっています。国家公務員出身者は、本年 3 月 31 日をもって、役員で常勤は 2 名、非常勤は 1 名、職員の常勤 1 名が退職しました。かなり抜本的な改革をしたつもりです。

予算については、先ほどご説明がありましたが、法人全体で 27 億 6,000 万円で、そのうち国庫補助金をいただいているのが 5 億 6,000 万円です。

続いて、組織体制です。詳しくは申し上げませんが、8 つの部に 146 名が従事しています。そのうち管理部門は 14 名で、トータルと比較すると 9.6%という比率になっています。続いて左下の予算です。本体の予算は 13 億 7,000 万円、国庫補助としてお預りしているのが 5 億 6,000 万円、給食事業の関係が 8 億 4,000 万円です。

2 頁です。左側に「こどもの城」の主要事業の内容を書いています。「こどもの城」は総合的な仕事をしてはいますが、全部申し上げるわけにはいきませんので、ここでは主要なものだけを申し上げます。①②にあります。これは館内のいろいろな場所において子どもの自主性を尊重しながら、しかも職員とのマン・ツー・マンのかかわり合いをもって、近密なかかわり合いで、遊びを通じて健全育成の教育をしています。③は、できるだけ親子ということを考えて、子育ての楽しさを伝える「親子教室」などを開催しています。④は、軽度の発達遅滞や不適応行動に悩む家庭に対し、「小児保健クリニック」を運営して、そちらでケアをしています。⑤は、設立の趣旨に沿い、児童の芸術や文化、そのようなものと遊びを一体化するために、2 つの劇場の運営をしています。

この頁の右の囲みをご覧くださいと、給食のことが書いてあります。関税暫定措置法により、学校や児童福祉施設の給食用のスキムミルクに限り、関税を無税にさせていただいて、特別な計らいにより、市価の 2 分の 1 で、福祉施設に対してスキムミルクを供給

しているのが実情です。これについては、供給価格はどうかということですが、輸入価格に経費を上乗せするだけで、利潤は考えずに経営しています。余談になりますが、戦後に嫌な臭いのするミルクを飲みましたが、一切そういうことのない、大変おいしいミルクでございまして、それだけではなく、それを調理する方法についても、職員が挙げて教育をする、お教えすることをしていきます。

資料 2 の 1 頁で、改革案について申し上げます。役員については、平成 21 年度に 11 名から 9 名ということで、2 名減員しました。平成 23 年度は、これについては役員任期との関係があるので、いまのところは予定していません。職員については、できるだけ業務を効率化するという前提に立ち、平成 23 年度において、さらに 2 名の削減を図りたいと考えています。なお、右側の黒い枠をご覧くださいと、これからの運営のあり方については、組織のあり方全般、そのスリム化について、それを前提にしながら、今後さらに組織的に検討していきたいと考えています。

なお、国家公務員出身の方ですが、3 月に理事長並びに常務理事について、ご退任いただきまして、私ども理事長、常務理事が民間から参画したところです。なお、役員の給与、退職金についても、引下げをしていることをご報告申し上げます。

今後の対応ですが、右の 2 つ目の黒枠の中です。役員については、次期の改選期において、見直しを行います。職員については、現在在籍している職員の中で、公務員の方は退職時に公募をさせていただくということで、この 2 点をご報告申し上げます。

2 頁です。私どもは、これまでも 4 月 1 日に就任以来、徹底的な改革、革新を続けてきたつもりです。まだ半年ですので、これから効果が出てくると思いますので、どうぞ見守っていただきたいと思いますが、これからも事業の評価を徹底的に実施すると同時に、業務の効率化あるいは経費の削減について、さらに取り組んでいきたいと思っていますので、ご承知おきいただきたいと思っています。以上です。

○中山座長

ありがとうございました。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○中山座長

次に省内事業仕分け室から、議論の参考として、児童育成協会の事務・事業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

資料 3 の児童育成協会の論点等説明資料、省内事業仕分け室作成資料です。まず、主要な論点です。「こどもの城」ですが、地方自治体でも県立児童館等があるわけですが、国立の総合施設ということで運営する必要があるかがまず 1 点です。それから、児童の健全育成のためのプログラムの普及、あるいはボランティアの養成、そういった全国的な取組が行われているわけですが、現実に全国的な波及効果があるのかどうか。こういった点から、「こどもの城」のあり方についての検討が必要ではないか。これが 1 点目の論点です。

1 頁の下のほうですが、この「こどもの城」は国有財産なのですが、これを使用させる形で、その運営をこの協会に委託をしているわけです。この委託について、管理運営費そのものを国庫補助しているわけではないのですが、劇場の貸与あるいはホテル収入といったものから、運営コストに充てているわけですが、こういった形がいいのかどうかということです。2 頁にいきまして、「例えば」として、委託団体を競争的に決める、あるいはホテル事業は「こどもの城」から切り離したらどうか。これは単に例ということですが、いろいろなバリエーションがあるということで、そういった点が論点かと考えます。

3 頁です。全法人共通事項ですが、当該法人の事務・事業に対する補助金について、国からの財政支出が適正かどうかということです。児童館巡回支援活動等事業は国からの補助事業になっていますが、これについては平成 19 年から予算額が少しずつ減っています。巡回指導の実施箇所数は大体 1 県 1 箇所ぐらいで、40 数箇所という実施状況、プログラム参加者ないしは講習会受講者ということで、児童館の職員等が受講されているということですが、こういった人数で、受講者が少し減っている状況です。それから、中央に集合して、研修なり講習をされている回数が 40 回弱ぐらいという状況で、これをいまの金額で実施していることが適正かどうかという論点があると思います。

それから、当該法人の組織が適切かどうかということで、特に管理部門の体制が過大かどうかということです。管理部門比率は 9.6%ということですが、これについてどうかということです。それから、不必要な余剰資産などを抱えていないかといった論点があります。積立金、引当金が少しありますが、これは先ほどの給食事業の分と称しています。

4 頁の上のほうは、先ほどの主要な論点と同じですし、下のほうの児童館巡回支援活動等事業も、いま申し上げたとおりですので、省略します。

5 頁です。この巡回指導事業の関連で申し上げますと、「こどもの城」等で集合的研修指導に重点化するというやり方もあるのではないかと。また、この巡回指導を現実にされているわけですが、巡回指導によって全国に広がった遊びのプログラムがどのくらいあるのか、また、巡回先の児童館職員が巡回指導をどう評価しているのか。そういった観点からの検証、費用対効果を明らかにしていく必要があるのではないかと。5 頁のいちばん下で、保育研究開発、あるいは小児保健といった事業が行われていますが、これも「こどもの城」で行う必要性があるのかどうか論点です。以上です。

○中山座長

ありがとうございました。

(議論)

○中山座長

議論に移ります。児童育成協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などを行っていただき、議論をお願いします。議論の時間は 30 分を目安にお願いします。質問に対しては、ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合には、チャイムを 1 回鳴らしますのでご注意ください。また、制

限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。
なお、この制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。よろしくお願ひします。

(議論)

○渡辺仕分け人

基本的なところから確認させていただきます。「こどもの城」自体は、児童福祉法でいうところの児童館、大型児童館と捉えてよろしいですか。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

はい。

○渡辺仕分け人

大型児童館そのものの運営はどういう形なのでしょう。それはここに書いてある入館料収入などで全部賄っているのでしょうか。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

基本的に日本には 4,700 の児童館がありますが、すべて公費が投入されています。

○渡辺仕分け人

そうですね。わかっています。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

民間の児童館と施設を整備する事業は、補助金が入ってしまして、この財源は事業主の拠出金です。

○渡辺仕分け人

はい。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

「こどもの城」の場合は、劇場関係、ホテルの収入、すべてを「こどもの城」の運営に充てるということで、総合施設として運営していただいています。

○渡辺仕分け人

ということは、一般的な児童館のような運営の補助金はなくて、基本は事業に対して国庫補助が入っていると考えていいわけですね。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

はい。

○渡辺仕分け人

わかりました。

もう 1 つです。私も何回か「こどもの城」には行かせてもらっているのですが、「こどもの城」に従事する職員数は 104 人ですが、実際に「こどもの城」の中で、例えば児童厚生員的な役割でかかわっている人たちと、「こどもの城」は全国 4,700 の児童館の中核的な機能も担っているの、研修あるいはその他の啓発事業の企画をやっている人たちとの割合は、どうなっているのでしょうか。104 人のうちどのぐらいが現業的な仕事をしていて、あとどのぐらいの人たちが実際に企画や研修の立案などを行っているのか、そういう比率はわかりますか。

○（財）児童育成協会常務理事

146 名のうち管理部門が 11 名、給食事業部は 4 名です。

○渡辺仕分け人

それは結構です。

○（財）児童育成協会常務理事

事業本部ですが、「こどもの城」自体が 126 名です。

○渡辺仕分け人

126 ですか。資料 3 の 4 頁には 104 名とありますが、どこが違うのですか。

○（財）児童育成協会常務理事

そのうち活動に参加する人間は 104 名です。

○渡辺仕分け人

104 人が直接親子にかかわる仕事をされているのですか。

○（財）児童育成協会常務理事

そうです。

○（財）児童育成協会理事長

追加してよろしゅうございますか。

○渡辺仕分け人

はい。

○（財）児童育成協会理事長

仕事の内容は大きく 3 つに分かれます。講座・クラブ、会館の中で事業活動を行っている者、巡回活動を行っている者です。このように 3 つに分かれまして、それがそれぞれ

れ役割分担をやっていきますので、あの中だけをご覧になりますと、多いかなという感じを受けるかもしれませんが、さまざまな形の事業をしていますので、お含み置きいただければと思います。

○渡辺仕分け人

この人たちは児童館の直接的な仕事、全国のほかの児童館の職員の研修などをやる間接的な業務とか、厳密には分けられないということですね。1人の職員がいろいろと役割りを分担してやっていると考えたらよろしいですか。

○（財）児童育成協会理事長

そうです。

○渡辺仕分け人

私自身は児童福祉の分野に携わっているので、「こどもの城」には何回か行かせてもらったこともあって、一定の役割は理解しているのですが、先ほど課長からのご説明がありました。児童館は4,700ぐらいあります。ダイレクトに言えば、全国の児童館活動というのは、まだまだという思いがあります。つまり、実際には児童館があるけれども、地方へ行くと、スペースがあるだけで人のかかわりがないとか、基本的なところで、児童館活動として、場所はあるけれども、かかわりの質がきちんと保障されていません。4,700 あっても非常にもったいないと思っています。どちらかというところ、子どもの健全育成、遊びの活動にしても、いまはNPOや市民活動のほうが、ずっとユニークで面白い活動をたくさんされているところがあります。

そのようにして見ると、児童館の研修などを担う中核的な「こどもの城」というのは、いままでのやり方ではない、違う研修、啓発、職員の質的向上を目指すことをちゃんとしていかなければいけないと思います。

つまり、私が期待するものというのは、青山でダイレクトにサービスを提供することよりも、4,700ある児童館の質をもっと高めていかれるように研修、研究に携わる中核的機能を抜本的に見直していただかないと、ここだけではなく、4,700もある児童館の補助金ももったいないと思っていますので、そこについては何かビジョンがあったり、ご検討になっていることがあれば、ご説明いただきたいと思います。もしくは私の認識が間違っているようであれば、そんなことはないと言っていたらと思います。

○（財）児童育成協会理事長

いま私は先生の御言葉を大変熱い気持ちで伺いました。なぜかというところ、1つは、全県で、実際に県立の児童館を持っているところは半分しかありません。しかも、最近では廃止、縮小、閉鎖がどんどん出てきています。私どもとしては、巡回事業あるいはそのほか日常の活動を通して、そういうところを啓発していきたいという気持ちを強く持っています。

その中で私個人としていちばん大事だと思っているのは、例えばそういうところが開館をするときに指導する、開館するときに我々のノウハウを与えることが大事だと思

ます。第 2 点は、日頃からの人事の交流です。人事の交流というのは、派遣をするという意味での交流であって、人事異動ではありません。人事の交流を通じて、できるだけノウハウを皆さんに提供していくということです。

いま私の申し上げた 2 つの機能を果たした典型的な例が、愛知の県立のセンターです。これは開館のときから、私どもは人材を供給しました。開館のノウハウも提供しました。今日、誠に広範に、県内の各地に、私どもの提供したノウハウをそのまま活かしているということで、これが非常にモデルケースで、これが全国に定着していけば、我々の機能は果せると強く思っています。

○渡辺仕分け人

私自身が愛知県の大学におりますので、愛知の児童館もよく存じ上げていますが、その愛知県の中でも、取組にはかなりの格差があるというのが実態だと思っています。非常にしっかりと取り組んでいるところもあれば、午前中はガランとしていて、午後からの学童保育だけをやっているような児童館もありますので、そういった実態に沿った機能と。

もう少し具体的に言うと、直接的な 100 何人の方がいて、青山の一等地で本当に児童館をやらなくてはいけないかということ、それをもう少し縮小してもいいから、もっと全国の児童館に対して利益をもたらし得るような、つまり全国の子どもたちに対して利益をもたらし得るような、中核的な機能を是非担っていただきたいというのが、私の率直な希望です。

そういう意味で、これだけのお金を投下するのは意味があると思うのですが、いまの状況でいうと、もう少し考え直して、いろいろ検討して、全国を見ていただきたいという気はしています。

職員さんたちが仕事に携わる意識であったり、支援の質を高めていこうとする努力であったり、どうモチベーションを付けていって、どのようにその人たちに必要なノウハウを伝えていくか、その方法論をもっと明確にしていく機能を担っていただけたらというのが、私からの期待です。批判しているわけでも何でもなくて、期待としてお願いしたいということです。

○雇用均等・児童家庭局総務課長

まさにそういうご指摘はあると思います。巡回支援はそういうことが狙いで、我々はお願しているわけです。「こどもの城」でも、実際に子どもを相手にしてやっているわけですが、そのノウハウを活かしながら、本当に全国の児童館にどう提供していくか。実際に子どもと触れ合いながら、子どもの遊びを開発していくのは「こどもの城」の狙いでして、そこは「こどもの城」で考えたときは、このようなプログラムということで現場に持って行って、また現場の声を聞いてみると、ここは使いにくいというようなやり取りをしながらやっているわけですが、もっと活性化できないのかというのは、法人としても我々としても、一緒に考えていく課題だろうと思っています。

○土屋仕分け人

私は医学が専門で門外漢なのですが、家内が地区の児童館のボランティアをしたことがあるので聞いているのですが、いまの渡辺委員のお話とも併せると、25年以上経って、いまのような状況ということは、児童館制度そのものが社会のニーズに合っていない、もう古い。それに尽きるのではないかと思うのです。そういう認識からいくと、先ほどから出ているボランティアの方の講習会というのも、平成21年の実績をはじめ、「こどもの城」のためのボランティアが中心で、全国の方への波及というのは、交流事業と研修ということであるかもしれませんが、全体としては機能していないのではないかと解釈します。その点はどうでしょうか。

もう1点は劇場の運営です。これは国の施設を使うということであれば、設立の経緯からすれば、貴財団が関与することの正当性をいうのでしょうかけれども、国の財産をお貸しすることからいくと、一般の方が使ってもいいのではないかと。民間に委託してやることもあり得るのではないかと。例を挙げれば、劇団四季は民間事業でありながら、年間10万という数の児童を招待したり、へき地に行って自主公演をしています。むしろそういう活動を児童は求めているのではないかと解釈しますが、いかがでしょうか。

○（財）児童育成協会常務理事

まずボランティアです。資料では、「こどもの城」における養成を中心に書かれていますが、実際は地域での養成の講習会も12回ほど行われまして、5,000人ほどの方々に参画をいただいて、実際に実習をやっています。

「こどもの城」の劇場については、私どもも自主公演と、貸し公演がありますが、私どもは児童に対する公演が多いのですが、そのほか日本の文化、芸能、芸術の振興の形で、一般の方に公開して行いまして、実際にそのような形で使われていることが多いと思っています。

○土屋仕分け人

もう1点です。資料2の2頁の事務・事業の改革の1番目の「こどもの城」の運営のあり方の2行目に、建物はまだ十分に使用に耐え得るとあります。おそらく建築基準法上はそうだと思うのですが、現地で見せていただいたところ、バリアフリーでないところが多数あったり、壁を見てもかなり薄汚いです。そういうことからいくと、果して、これをまた国に頼んで、建て替えは要らないかもしれませんが、中のリニューアルをするにしても、相当なお金がかかると思うのですが、これについては何か目処は考えているのですか。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

調査をして建物自体は大丈夫だという証明をいただいたのですが、水関係、電気関係などの、中の設備がかなり傷んでおりまして、それを10年計画で整備を進めています。この整備については、国が直接やっています。

○土屋仕分け人

それはおかしいと思います。ほかの児童館の参考にはならないです。国が全部援助を

して、全国の児童館を建て替えるのであれば参考になりますが、「こどもの城」の事業が他の児童館の参考にはならないのではないのでしょうか。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

児童館を建てるお金はすべて国から補助金で出しています。

○土屋仕分け人

補助金ということは、100%ではないということですよ。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

そうです。県と市町村と3分の1です。

○土屋仕分け人

この事業にかかわらず、それが地方の負担になっているわけです。

○伊藤仕分け人

巡回支援事業ですが、この内容からいうと、「こどもの城」で考えたことを一方的に地方に押し付けるような感じがするのです。子どものいろいろな遊びというのは、その地方での特色も当然あるでしょうし、そういったものを吸い上げることも必用と考えます。児童館の職員を集めてやられる研究会、研修会などの機会に情報を得て、そこから新しい遊びを開拓していくようなことはされていないのでしょうか。

○（財）児童育成協会理事長

いまの点は2点あると思います。実際に巡回事業をしている人たちに対しては、口を酸っぱくして、これは循環型だと言っています。循環型というのは、こちらが一方的に情報提供するだけではなく、現地、それぞれの地域の特色を吸収してくる、広聴的機能を果たしながら巡回事業をやるようにと口を酸っぱく言っています。

それからもう1つは、児童厚生員の研修をしています。全国各地から参ります。その方々とのディスカッションもあります。これは私も何度か出ていますが、大変勉強になるもので、それも吸収します。したがって、一方通行ではなく、双方向で仕事を進めていると確信しています。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

追加します。最初の巡回する児童館の選定に当たり、希望を取ります。そして、是非来てほしいという児童館から、約1.5倍の申込みがあるのですが、その中で児童館を選定しまして、その地区の児童館に合ったプログラムで巡回しています。終わったあとにアンケートを取りまして、どんどん改良していっています。

○（財）児童育成協会常務理事

もう1つ付け加えます。最近できた大型の児童館、例えば富山県立、岩手県立、豊橋

市立、諫早など、つくられるとき、つくられたあと、私どもと交流をさせていただいて、あちからもいろいろとご相談に来られます。私どもも向こうに伺って、いろいろご指導するという交流をしています。

先達ても、沖縄の方が来られて、改めて児童館をつくるということですので、自治体の議員の方が来られたのですが、これからまたご相談させていただくことになると思います。

○宮山仕分け人

この分野は専門ではないので、方向がおかしければご指摘いただきたいと思います。いままでの議論は大変に違和感を感じます。というのは、都道府県立が 24、市町村立等が 4,700、その中にいろいろな法人、民間も担っておられる。しかし、その場合は事業委託をします。そうすると、実際には自治体が委託料を払うわけです。我が国には、そのような形態でしか、事業展開ができないのだろうか。

例えば民間がやるときに、先ほどいろいろなノウハウの提供、人材派遣の支援とおっしゃいました。当然この協会の成り立ちは十分に理解しているつもりです。しかし、土地、建物、税ということを考えてときに、民間がやった場合に格差がありすぎます。

裾野を広げるために民間が自らやる、そういうものを応援するとしたら、このナショナルセンターの運営形態は参考にならないです。違う仕組みを考えないと、とてもではないけれども、民間が入る余地はないと感じるのです。その辺について、率直にお考えを聞かせていただければと思います。

○雇用均等・児童家庭局総務課長

児童館全体の事業ですから、これは子どもの健全育成という形で、正直言ってゲームセンター、漫画本を置くという形であれば、普通の市場原理で回っていく可能性もあると思うのですが、この分野は公費で手当てをしないと、本来望ましい形の子どもの育ちをどう考えていくか、そういう形では事業がなかなか回っていかないのかなという感じですか。

先ほども育成環境課長から話しましたが、地方の児童館はどのような形態で運営されているのか。施設整備については国が補助し、自治体も補助をして、建物を建てています。運営費については、大体交付税措置が行われていて、交付税を財源に県や市町村がお金を流していて、法人、直営のパターンといろいろあります。

そういう意味だと、児童館全体の事業というのは、やはり公費が必要な面があるのかなと思っています。

○（財）児童育成協会理事長

いま私どもの決意だけはお聞き取りいただきたいのですが、民間でやるか、私どもが、例えば「こどもの城」のような公益的なところに民間人が入って、民間の感覚で経営するやり方が定着すれば、先生がおっしゃったようなやり方と、官的なものと民的なものとの競争原理が出てくるのではないかと思います。その意味では、私は先生のお言葉に大賛成です。

そういう視点において、「こどもの城」も、これから子育て支援とか、一般来館児童プラス特別なニーズを持った親御さんや子どもたちに、基本的にはもっと開かれていかなければいけない。そのときに、「こどもの城」で開発、実行し、うまくいったプログラムを具体的に地方の隅々の児童館まで行き渡らせることと、私たちの抱えている人材の持っている援助機能が、非常に人に依拠するものだと。そういうことを通して、地方の自治体の方々にもわかっていただきたい。

それをわからせるような、遊びプラス、なぜ遊ぶのか、なぜ小児保健を背景に子育て支援をしていくのか、発達支援の子どもたちが集まれるようなホテル、泊まれるような場所、遊べるような場所で、一般の子どもたちも混ざって支援していくような、これからの社会性を展開していく。そういうプログラムをわかりやすく全国に配置していく。これがこれからの喫緊の課題として考えていかなければいけないことだと思っています。

○（財）児童育成協会理事長

先生の論点は4点ありました。第1点は地域格差の問題です。これについては、受講の分布をご覧いただくと、岩手、青森など、やや厳しいところにかかなりの数で伺っているのが第1点です。

第2点は、あんな立派な施設で活動をとということです。それは施設の立派さと関係なしに、活動プログラムというのは中身で勝負をしているので、場所は立派であっても、プログラムについては、どのようなところでもできるようなプログラムが準備してありますので、ご理解いただきたいと思います。

第3点は、屋外でという話でした。キャンプを相当数やっております。アウトドアにおいていろいろな勉強をさせることもいたしています。

第4点は、価格弾性値です。これは物の販売と違って、計りようがないのです。いいプロジェクトを出せば必ず来てくれる、いいPRをすれば来てくださると感じています。ですから私どもは弾性値で計ることはしないのですが、もし仮にこれ以上お客さんが減ってきますと、やはり国に経常費まで泣き付かなければいけないかなという気持もありますので、絶対にそれをやらないために、ご指摘がありましたように、できるだけ経費を節減しながら対応していきたいと考えています。

○雇用均等・児童家庭局育成環境課長

寄付金としていただけるのであれば大いに受けると思いますが、なかなか仕組みが難しいので、検討させていただきます。

(仕分け準備)

○中山座長

議論は尽きないところですが、ただいま議論いただいた児童育成協会について、仕分け人からのご意見をいただくため、お手元の評価シートにご意見を記載ください。時間は2分あります。制限時間となる1分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。

(仕分け人の意見の表明)

○中山座長

記載いただけましたでしょうか。それでは、評価シートに沿って、児童育成協会の事務・事業等について、仕分け人からのご意見をお願いします。お一方 1 分程度をお願いします。

○伊藤仕分け人

私は児童巡回支援活動についてお聞きしたわけですが、現在地方に出張されてやっていらっしゃるんですが、これで果たしてどの程度の効果が出ているのかの検証はされているのか。どの程度それが普及されているか。その辺が一方的になってしまっているのではないかという懸念をしています。その辺をきちんと検証するような方法が要ると思います。

それから、先ほども申し上げましたが、地方から新しい遊びなり、行いを吸収するような研修会なり研究会を主催するのもいいのではないかと思います。以上です。

○渡辺仕分け人

私は先ほども申し上げたとおりなのですが、大型児童館としての遊び場としての機能というのは、それなりに縮小してもいいのではないかと思います。それよりも、研修、研究に力を入れていただきたいと思います。

1 つだけ申し上げるならば、例えば昨年度の研修のプログラムの内容でも、工作、赤ちゃんのスキンシップ、演奏というプログラムは、都道府県レベルでできることですので、これはいいと思います。やはり各児童館などが求めているものは、例えば午前中の児童館であれば、親子の交流の場になるわけですから、現代の子育て、子育てをめぐる状況、その中で子育てをしているお母さんたちは、どのような悩み、どのような不安を抱えて子育てしているのか。そういうところに対して、どのような相談支援ができるのか、あるいは児童館でどのような人が支援できるのかの研究であったり。子どもたちであれば、機械的な環境の中で育てているので、むしろ限られた環境の中で、どうやって子どもたちの育ちを支えていくのか。もっと言うと、午後から児童館にいる学童保育の子どもたちは、籠の中の鳥状態になっていますので、そういった非常に限られたスペースの中で、子どもたちがいかにきちんと自発性を大事にされて育てていくにはどうすればいいかというような、もっとコアにかかわる部分が抜けていて、小手先のテクニックにプログラムの内容が入っているようです。もっとコアの部分を大事に、全国の児童館に対してきちんと広げて、研究とそれをフィードバックしていくという流れをきちんとつくっていただければ、そちらのほうが大事だと思います。

○宮山仕分け人

現在は施設運営と研修、あるいはボランティア養成、指導支援を行っておられます。その一体性を考えると、現段階で事業を廃止しろとか、民間委託にしろというのは、なかなか申し上げづらい部分があります。ただ、近い将来、建物の問題も出てくるので、改革に当たっては、検討の 1 つの方向に、公費に頼らない方策も検討の 1 つに加えてい

ただきたいと思います。これはお願いです。

○中山座長

いまと逆の話になるのですが、2兆円レベルの子育て費用があるわけで、そこから比べると、相対的に言えば金額はかなり少ないです。そうやって考えると、新しいシステムで全国津々浦々がうまく活性化するのに、本当にどうしたらいいのかを考えていただいて、例えば1回当たりの単価が600万円ぐらいですから、それを別のやり方で、数多くやるなり、親子の支援などに向けるなり、その辺のやり方をトータルで高めていただきたいと思います。

○土屋仕分け人

現場を拝見させていただいたときに、よく「ナショナルセンター」という言葉が使われていたのですが、ナショナルセンターとしての機能は確かにこういう事業について必要だと思います。しかし、そのナショナルセンターは、現業というか、先ほど遊びの場、保育、クリニックを持つ必要はないと思います。東京都にもそれなりの施設がありますし、各都道府県、市区町村にあるわけですから、むしろナショナルセンターとしては、それらの相互の情報交換に専念したほうがいいのではないかと思います。

拝見していますと、「こどもの城」ではいろいろないいことができて、上から目線でそれを地方へ与えるという形では、新しいものは生まれませんと思います。現場は、各都道府県とも一生懸命やっているわけで、そこで工夫されていることを他の都道府県が学んでいくという姿勢を支援するというのが、ナショナルセンターの本来の役割ではないかと思っています。地方にはお金がなくて、新しい遊びの開発ができないのであれば、これを研究費のような形で、各地方の児童館がそのような工夫ができるような支援をするのが、本来のナショナルセンターではないかと思っています。

○河北仕分け人

私も土屋委員とほぼ同じなのですが、ナショナルセンターというのは現場を持つことではなくて、情報センターあるいはデータセンターとして機能するということだと思います。ですから、この青山の「こどもの城」というのは、私は貸与を含めて完全民営化、ただ民営化の中の1つに、貴財団が入っても構わないと思いますが、いまの国家財産をそのまま引き継ぐのではなくて、貸与等を含めて、あるいは売却でもいいかもしれないけれども、事業化をすることです。

それから、情報センターとしての全国の双方向のネットワークを組んで、例えばシミュレーション、昔セサミストリートがいろいろな意味で情報提供していたような、あのようなネットワーク化がさらに進んでいけばいいのかなと思います。

(仕分け意見の結果発表)

○総括審議官

仕分け人の方からの評価シートの集計を発表します。1点目、「こどもの城」の運営は国からの委託事業ですが、「改革案が妥当」とする仕分け人の方はいらっしゃいませ

んで、6名全員が「改革案では不十分」ということです。その内訳は、「事業の効率性を高めた上で、他の民間法人へ委託して実施」が1名、「委託団体の競争的な決定あるいは事業のあり方の見直しなど、事業そのものは継続するが、更なる見直しが必要」の方が5名です。

2つ目の児童館巡回支援活動等事業も国の補助事業ですが、これについても「改革案が妥当」という方はいませんで、6名全員が「改革案では不十分」ということです。内訳は、「事業そのものを廃止」が1名、「事業の効率性を高めた上で、他の民間法人へ補助を行い実施」が1名、「法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）」が4名です。

この法人そのものについての組織運営体制ですが、「改革案が妥当」とした方が1名、5名は「改革案では不十分」ということです。

○中山座長

ありがとうございました。本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれては、児童育成協会の改革案の更なる検討、とりまとめを引き続きお願いします。よろしくをお願いします。

本日の議事はすべて終了しました。最後に何かご発言はありますか。よろしいですか。それでは、これで、第19回厚生労働省省内事業仕分けを閉会します。ありがとうございました。